

今後における規制緩和の推進等について

平成6年7月5日

閣議決定

1 重点的な規制緩和等の推進

内需の拡大や輸入の促進を図り、国民生活の質の向上を目指し、新規事業の創出や消費者の選択機会の拡大、内外価格差の縮小等を期する観点から、以下の分野に重点を置いた規制緩和等の推進を図る。

(1) 住宅・土地関係

豊かさを実感できる住生活の実現に向け、良質な住宅・宅地の供給促進、住宅建設コストの低減等のため、関係施策の総合的な推進を図ることとし、その一環として、関係規制について、別紙1のとおり緩和等を行う。

(2) 情報・通信関係

技術革新の急速な進展と利用可能性の拡大等に対応し、社会全般にわたる情報化の推進と新規事業の創出等のため、関係施策の総合的な推進を図ることとし、その一環として関係規制について、別紙2のとおり緩和等を行う。

(3) 輸入促進・市場アクセス改善・流通等関係

真に豊かな国民生活と内外の変化に対応した経済構造の実現に向け、事業機会の拡大、新規事業の創出や内外価格差の是正等による消費者利益の向上等を目指し、輸入・市場アクセス・流通等各般にわたる分野において関係施策の総合的な推進を図ることとし、その一環として、関係規制について、別紙3のとおり緩和等を行う。

(4) 金融・証券・保険関係

利用者のニーズにこたえる新しい金融商品・サービスの提供や新たな業務への展開を促進し、事業者の創意工夫をいかすため、金融制度改革を着実に実施するほか、関係施策の総合的な推進を図ることとし、その一環として、関係規制について、別紙4のとおり緩和等を行う。

2 規制緩和推進計画（仮称）の策定

(1) 上記1を始め、既往の規制緩和方策の成果を踏まえ、今後更に規制緩和の推進に積極的かつ計画的に取り組むこととし、平成6年度内に、5年を期間とする「規制緩和推進計画」（仮称）を策定する。

これに当たり、各省庁は、所管行政に係る規制について、平成6年内を目途に見直す。

(2) 各省庁における所管行政に係る規制の見直しを推進するための基本方針は以下のとおりとする。

ア 競争的産業における需給調整の観点から行われている参入・設備規制等については、事業

の内容・性格等を勘案しつつ、廃止を含め抜本的に見直す。

その他、参入・設備等に関する規制については、不当に参入抑制をもたらすことのないよう、必要最小限のものとする。

イ 公共料金等価格規制については、必要最小限のものとしつつ、低廉で良質なサービスの確保を図るため、競争的環境の整備、経営の効率化等の推進に併せ、事業の内容・性格等を勘案しつつ、価格設定の在り方の検討、料金の多様化、弾力化を推進する。

ウ 特にその必要性が認められるもの以外については、規制の国際的整合化を図り、外国事業者・外国製品等の我が国市場への参入阻害要素を除去する。

エ 消費者保護のために行われる規制については、技術の進歩、消費者知識の普及などを踏まえ、本来の政策目的に沿った必要最小限の範囲・内容にとどめる。

安全・環境の保全の見地から行われる規制についても、必要最小限にとどめる。

オ 基準・認証制度及び表示制度については、基準・内容・方法等に関し、国際的整合化を図るとともに、原則として、外国データの受入れ、相互承認制度の導入を進める。

カ 輸入、国内販売又は国内使用に際して課せられる公的検査に関し、検査・検定基準についても上記オと同様とし、各種法令に基づき同一対象に重複して課せられるものについては、原則として、基準の整合化、二重検査の排除を推進する。

キ 許認可等の審査基準、検査基準及び申請等における必要な書類、データ等の明確化を図るとともに、標準処理期間の明示を推進する。

(3) 届出、報告等に係る国民負担の軽減

上記(1)の規制緩和推進計画の一環として、届出、報告等に係る国民負担の軽減を図る。これに当たり、届出、報告等の負担に係る指標等についても検討し、届出、報告等の廃止、記録作成等による代替措置への移行、報告制度の削減、資料の電子情報化等を積極的に推進する。

3 競争政策の積極的展開

公正かつ自由な競争を一層促進することにより、我が国市場をより競争的かつ開かれたものにするため、既往の方針に沿って、引き続き、独占禁止法の厳正・的確な運用の推進を始めとして、競争政策の積極的展開を図ることとし、その一環として、以下の措置をとる。

(1) 個別法による独占禁止法の適用除外カルテル等制度については、5年内に原則廃止する観点から、見直しを行い、平成7年度末までに具体的結論を得る。

再販売価格維持制度について、平成10年末までにすべての指定品目の取消し及び著作物の範囲の限定・明確化を図る。

(2) 景品規制について、平成7年度中に、百貨店業者が行う景品付販売に係る公正取引委員会告示及び景品提供の各様態別の景品の価額の上限等に関して見直しを図る。

(3) 企業のリストラクチャリングの環境を整備する等の観点から、本年夏を目途に「会社の合併等の審査に関する事務処理基準」及び「会社の株式所有の審査に関する事務処理基準」を改定する。

(4) 持株会社規制について、事業支配力の過度の集中を防止するとの趣旨にのっとり、我が国市場をより開放的なものとし、かつ、事業者の事業活動を活発にするとの観点から、その適正な

運用を図る。また、平成6年度において、ベンチャー・キャピタルの許容される活動範囲等についてガイドラインの見直しを行う。

4 行政改革委員会の設置

規制緩和の推進に当たり、強力な第三者機関の果たす役割が重要であることにかんがみ、前国会に提出した「行政改革委員会設置法案」の早期成立を期し、その成立を待って速やかに発足させる。

5 規制緩和のフォローアップの充実

上記1を始め、既往の規制緩和方策の着実な実施を推進するため、各措置の実施状況に関するフォローアップの充実を図る。これに当たり、行政監察機能を積極的に活用する。

なお、上記1による規制緩和方策の最初のフォローアップ結果は、本年末までに取りまとめ、公表する。

6 規制緩和に関する内外の意見・要望等の積極的把握

今後における規制緩和の推進及びその実効確保に資する観点から、内外の個人・事業者等からの意見・要望の積極的把握に努める。このため、関係各省庁において、各界の意見・要望の収集・把握に関し、国民にとってより簡便な方式の採用などの工夫に努める。

また、市場アクセスの改善に資する規制緩和を促進するため、市場開放問題苦情処理体制（O T O）の機能を積極的に活用する。

7 既往方策の着実な実施

上記のほか、「今後における行政改革の推進方策について」（平成6年2月15日閣議決定）を始め、規制緩和の推進に関する既往決定に基づく方策の着実な実施を図る。

別紙1 住宅・土地関係規制緩和事項

1. 住宅建築コストに関する規制

(1) 工法、構造等建築関連規制

措置内容	実施予定期	所管官庁
(建築基準法) <p>① 構造、規模、形態に係る各種規定・基準（告示・通達等を含む。）について全般的な見直しを行い、それに基づき逐次合理化、簡素化を図る。</p>	平成6年度以降	建設省
② 確認、特例許可等手続の迅速化を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・特殊二階建構造物に係る特例許可手続の迅速化 ・確認関係事務における民間活用（具体的方策について検討） 	平成6年度 平成6年度 検討結果を踏まえ実施	建設省
③ 確認申請等における提出書類を縮減する（工業化住宅の構造計算書等）	平成6年度	建設省
④ 特例許可対象の一般基準化を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の増改築によるホームエレベータの設置に係る個別認定の一般認定化 ・中層共同住宅等におけるエレベータ基準の合理化 	平成6年度以降 平成7年度 平成7年度	建設省
⑤ 建築床面積算定基準等の各種基準・解釈・運用の明確化、全国的統一を進める。	平成6年度以降	建設省
⑥ 木造建築物の準防火地域内における技術基準（外壁の開口部に関する試験方法等）について、国際標準化機構（ISO）の検討結果が得られ次第直ちに合理化を図る。	国際標準改定後 速やかに実施	建設省
(新技術) <p>① 新技術導入審査について、（財）日本建築センター審査及び建設大臣認定を通じた標準処理手続の設定等による迅速化を図る。</p>	平成6年度	建設省
(消防同意) <p>① 消防同意事務について、事務手続の簡素化、迅速化を図る。</p>	平成6年度	自治省

(2) 設備・工事等関連規制

措置内容	実施予定期	所管官庁
(ガス) <p>① ガス工事について、住宅メーカーが工場内で行うガス内管工事に関し、工事店扱い化を図るなど、ガスの指定工事店の指定基準の明確化・合理化を進めるよう指導する。 また、ガス配管工事の代金前納制度について、前納する必要のない場合の基準を明確化する。</p>	平成6年度	通商産業省
(水道)		

① 水道の指定工事店の指定基準の明確化・合理化及び地域指定に当たって地域独占的とならない運用の徹底を図るよう指導する。	平成 6 年度	厚生省
② (社) 日本水道協会による型式認定について、審査の迅速化、外国製品に対応するための審査手続の明確化を図るよう指導する。	平成 6 年度	厚生省
③ 給水装置の型式承認制度における申請者負担の軽減、手続の迅速化を図るように指導する。 ・ (社) 日本水道協会承認の有効期間の延長、承認後検査の簡素合理化 ・ 同協会承認に加重した各種水道事業者の個別承認について特段の必要性がある場合を除き、廃止の徹底 ・ 同協会によるエアギャップ構造と同等の逆流防止機能を有する装置についての型式承認の方針の明示・公表	平成 6 年度 平成 6 年度 平成 6 年 5 月	厚生省
④ 三階建住宅の三階への直結給水の促進（施設改良の推進）を図る。	平成 6 年度以降	厚生省
(電気) ① 二世帯住宅への電気配線引き込みの 2 系統化についての弾力的運用を促進する。	平成 6 年 7 月	通商産業省

(3) 建築資材関連規制

措置内容	実施予定期	所管官庁
(建築基準法に係る基準・認証) ① すべての性能試験について外国データを受け入れることとし、「外国データの受け入れに関するガイドライン」を見直す。	平成 6 年度前半目途	建設省
② 性能評価に係る相互認証制度の導入を図る。	関係機関との協議成立を踏まえ速やかに	建設省
③ 鋼構造建築物の耐火性能試験の試験方法について、国際標準化機構（I S O）の検討結果が得られ次第直ちに国際的整合化を図る。	国際標準改定後速やかに実施	建設省
④ 内装材料（壁紙等）の通則認定制度の積極的活用を推進するとともに、同制度の周知徹底及び手続の簡素化を図る。	平成 6 年度	建設省
⑤ 木材の強度性能の評価方法の合理化を図る。 (J I S, J A S に係る基準・認証)	平成 7 年度	建設省
① 外国検査機関・海外メーカーによる試験成績の受け入れ等試験・検査の簡素化を図る。	要請を受けて実施	農林水産省 通商産業省
② 外国検査機関の拡大を図る。	要請を受けて実施	農林水産省 通商産業省
③ 性能評価の基準・手続の合理化等国際的整合化を促進する。	要請を受けて実施	農林水産省

	国際機関における検討結果を踏まえ実施	通商産業省
④ 集成材の規格の一本化、等級区分等（ラジアタ松を含む。）の見直しを行う。	平成7年11月目途	農林水産省
⑤ 針葉樹の構造用製材規格のラジアタ松に係る基準を技術的見地から見直す。	関係機関との協議を踏まえ実施	農林水産省
(その他)		
① 公共プロジェクトで使用する建設資材について海外データの受入れを促進する。	平成6年度	建設省
② 防災表示者の認定等に関する事務の簡素化・合理化を図る。	平成6年度	自治省
③ ベターリビング認定制度について、海外企業がアクセスしやすく負担もより小さいものとするため、審査・手続の簡素化、迅速化を図る。	平成6年度	建設省

2 住宅に関する建築制限（容積率等形態関係規制）

措置内容	実施予定期	所管官庁
① 大都市地域において、良好な市街地環境の形成と土地の有効利用を図るため、各種制度の拡充を図る。 ・用途別容積型地区計画等につき住宅を建設する場合などにおいて、前面道路幅員による容積率規制の緩和 ・斜線制限を街区レベルで緩和するなど形態規制の見直し ・誘導容積型地区計画制度の活用	建築審議会、都市計画中央審議会の検討結果を踏まえ実施	建設省
② 大都市地域における高度利用を図るべき地区内での容積率設定の弾力化、下限容積率の設定及び容積率移転制度の活用・弾力化を図る。	平成6年度	建設省
③ 大都市地域において、高速道路南側、大規模河川東側、湾岸埋立地等において、容積率を緩和する制度の積極的活用・弾力化を図る。その他、大規模敷地における優良開発についても同様とする。	平成6年度	建設省
④ 大都市地域の都心部における中高層住居専用地区（指定）について、住宅に着目した指定容積率の的確な指定を行う。	平成8年6月までに実施	建設省
⑤ 容積率割増制度における割増基準の引き上げ及び運用方針の目安化を図る。	平成6年度	建設省
⑥ 総合設計制度において必要とされる個別案件に係わる建築審査会の同意手続の迅速化を図る。	平成6年度前半	建設省
⑦ 居住水準の向上等を踏まえ、容積率における床面積算入の合理化について検討し、具体的成案を得て実施に移す。	平成7年度以降	建設省

3 宅地供給関係規制

(1) 土地の計画利用の推進

措置内容	実施予定期	所管官庁
① 大都市地域について、都市的利用と緑地、農業を振興すべき地域、既存集落などの様々な土地利用が共存することの必要性の認識を踏まえ、計画主体としての市町村を重視しつつ、総合的かつ計画的な土地利用の枠組み及びその実現方法の整備を図る。このため、関係省庁間による検討・協議の場を設け、その在り方、内容について検討を行い、早期に成案を得る。	中期 (検討・協議の場の設置は平成6年度前半目途)	国土庁 農林水産省 建設省

(2) 線引きの見直し、市街化区域への編入

措置内容	実施予定期	所管官庁
① 大都市地域における市街化区域の設定・編入要件の見直しを行う。	平成6年度	建設省

(3) 市街化調整区域における計画的開発の促進

措置内容	実施予定期	所管官庁
① 大都市地域における計画的な宅地開発を促進するため、都道府県による開発許可の許可手続の透明化の徹底を図る。	平成6年度	建設省
② 大都市地域について、地方公共団体による土地利用（開発）計画（方針）の策定・明確化を前提として、5ha規制による許可の積極的運用を促進する。	平成6年度	建設省
③ 大都市地域の駅（新駅を含む。）周辺地区等について、都市計画の線引きの見直し及び農業的土地利用との円滑な調整を進めつつ、住宅市街地の計画的な開発を促進する。	平成6年度以降	農林水産省 建設省
④ 市街化区域内も含め、開発許可基準の運用の統一により、軽微な切土、盛土、公共施設の整備を必要としない区画の統合・分割等について、許可の不要化の徹底を図る。	平成6年度	建設省

(4) 農地等の利用転換

措置内容	実施予定期	所管官庁
① 大都市地域において、都市計画法の線引きの見直し及び農業振興地域、農用地区域の指定の見直しを促進し、「大都市法」に基づく住宅地の供給目標達成を推進する。また、農業振興地域について定期的に見直すこととし、農用地区域については、5年ごとに見直しを行う。	平成6年度以降	農林水産省 建設省
② 大都市地域における農地転用許可については、農地区分その他の許可基準の事業者等関係者への周知徹底を含め運用の一層の透明化を図る。	平成6年度	農林水産省
③ 大都市地域における市街化区域内の宅地化農地の住宅供給を	平成6年度前半	建設省

促進するため、住宅地高度利用計画制度等の積極的活用を図る。		
④ 大都市地域における宅地供給の円滑化と農村地域の良好な空間整備のため、「集落地域整備法」の積極的活用を図るとともに、同法を活用しやすいものとするよう仕組みを整備する。	平成 6 年度以降	農林水産省 建設省
⑤ 大都市地域内の耕作放棄地について、実態調査を本年度内に実施し、その結果に基づき、自然的、社会的条件からみて農業上の利用の確保を図ることが適当でなくなった土地の農用地区域からの除外など、都市的土地利用への円滑な対応を図る。	平成 6 年度	農林水産省
⑥ 大都市地域において、営農継続を希望しない市街地調整区域内農地と営農継続を希望する市街地調整区域内農地との交換の円滑化を促進するため、仕組み・手法の整備・活用、税制の活用を推進する。	平成 6 年度以降	農林水産省

(5) 市街地再開発事業の活用促進

措置内容	実施予定期	所管官庁
① 市街地再開発組合事業について、 ・施行区域要件として、既存耐火建築物が一定の割合を超えていない等の要件の見直しを行う。 ・全員同意している事業について手続を簡素化する。 ・準備段階での体制を整備するため、準備組合の法人化等による施行予定者制度等の創設を検討する。 ・市街地再開発事業について、不動産共同投資事業方式の導入を検討する。	検討結果を踏まえ実施 平成 6 年度 検討結果を踏まえ実施 検討結果を踏まえ実施	建設省

(6) ウォーター・フロントの開発の促進

措置内容	実施予定期	所管官庁
① 大都市地域における臨海工場跡地についてその利用・開発を促進するため、用途地域・臨港地区等の指定の見直し、規制の弾力化の積極的実施を図る。	平成 6 年度以降	運輸省 建設省
② 大都市地域のウォーター・フロントについて、運輸省・建設省が協力して開発を積極的に推進する体制の充実・活用を図る。	平成 6 年度以降	運輸省 建設省

(7) 地方公共団体の宅地開発等指導要綱の行き過ぎ是正

措置内容	実施予定期	所管官庁
① 「大都市法」の開発目標を基礎に、政府と関係自治体との意見交換を行う場の積極的活用を図る。	速やかに実施	建設省
② 宅地開発等指導要綱の行き過ぎ是正について、実態調査の早	速やかに実施	建設省

期実施及び結果の公表。この結果に基づく是正指導の徹底を図る。		自治省
--------------------------------	--	-----

(8) 埋蔵文化財調査の迅速化

措置内容	実施予定期	所管官庁
① 埋蔵文化財事前調査について、その効率化、合理化を進める観点から、発掘調査期間等を算定する際の方針を作成する。これにより、遺跡の種類、埋蔵状況等に応じた標準的調査期間等を算定する。	平成8年度目途	文部省
② 調査の迅速化を図るため、調査員の研修・登録・派遣を広域的に行う制度の創設、民間機関（民間資格者）への事務・調査移管をも含め、発掘調査体制の整備を図ることとし、具体的方策について検討する。	平成8年度目途	文部省

4 借地借家関係

措置内容	実施予定期	所管官庁
① 公的住宅プロジェクトにおいて定期借地権方式を採用する。	平成7年度	建設省
② 定期借地権付住宅の購入者の支払う保証金について住宅金融公庫の融資対象とするため、具体的検討を進める。	平成7年度	大蔵省 建設省
③ 転貸方式により供給される定期借地権付住宅について住宅金融公庫の融資対象とするため、具体的検討を進める。	平成7年度	大蔵省 建設省
④ 定期借地権の定着動向等を踏まえ、良好な借地・借家の供給促進を図るため、定期借家権とでもいべきものを含め方策を検討する。	中期	法務省

5 土地取引関係

措置内容	実施予定期	所管官庁
① 国土法による届出制度における価格審査について、マンション用敷地の買収時の評価方法等基準の合理化を図る。	平成6年度	国土庁
② 同上届出制度におけるマンション分譲における一棟単位の価格審査を徹底する。	速やかに実施	国土庁
③ 土地取引に関する事前確認制度について、新築未入居物件、不動産共同投資事業の小口化分譲への適用の拡大を図るとともに、事前確認手続について、添付書類等手続の簡素化を図る。	速やかに実施	国土庁

別紙2, 3, 4(省略)